

2026年度 日東精工奨学金 奨学生募集要項

日東精工株式会社

1. 趣旨

日東精工株式会社（以下「当社」という。）は、学術研究の奨励と経済援助を行うことにより有為な人材を育成することを目的として、この奨学金制度を設立しました。地域創生 Tech Program の学生等、京都府北部地域の活性化に貢献する意欲と能力のある京都工芸繊維大学学生を対象に、奨学金貸与（返還免除制度有り）により学修支援を行います。

2. 応募資格

京都工芸繊維大学の学部生及び博士前期課程学生で、人物に優れ勉学に意欲的に取り組み、学業成績が特に優秀な人

＊学部生は、地域創生 Tech Program 以外の学生も応募可能ですが、選考にあたっては地域創生 Tech Program 学生を優先します。

3. 募集人数

1名程度

4. 貸与金額 及び 貸与期間 等

- (1) 貸与金額 月額5万円
(無利息。当社入社による返還免除制度有り)
- (2) 貸与期間 奨学生に採用したときから正規の最短修業年限まで(最大6年以内)
(学部生が卒業後引き続き京都工芸繊維大学大学院博士前期課程へ進学した場合は、博士前期課程の最短修業年限まで)
- (3) 貸与の方法 奨学生本人の口座への振込により貸与します

5. 応募方法

奨学金を希望する人は、2026年7月10日（金）17時までに、次の書類を揃えて京都工芸繊維大学学生支援・社会連携課経済支援係に提出してください。

- ・願書（所定様式）
- ・履歴書（任意様式）
- ・2025年度学年末の学業成績証明書

6. 選考

書類審査・筆記試験・論文・面接により選考します。

※原則として、筆記試験・論文・面接は当社本社にて行います。

7. 採用後の手続き

奨学生に採用された人は、連帯保証人1名を選任し、所定の誓約書に連署して当社へ速やかに提出してください。

8. 奨学生の義務

- (1) 毎年1回、前年度の成績証明書を当社へ提出し、現況報告をしてください。
- (2) 必要に応じてインターンシップ等の就業体験に参加していただくことがあります。
- (3) 自己都合により奨学生を辞退する場合は、速やかに所定様式により当社へ申し出てください。

9. 貸与の打ち切り

次に該当する場合は、奨学生の資格を失うものとし奨学金の貸与を打ち切ります。

- ①自己都合により奨学生を辞退したとき
- ②京都工芸繊維大学及び大学院を休学、退学したとき、又は除籍されたとき
- ③大学で懲戒処分を受けたとき
- ④学業成績が著しく低下したとき、又は学生としての素行が好ましくないとき
- ⑤願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ⑥正当な理由無く奨学生として必要な手続きを怠ったとき
- ⑦その他、奨学生として適当でない認められたとき

10. 奨学金の返還

貸与が終了したときから10年以内に、全額を返還いただきます。

(在学中に貸与が打ち切られた場合は、打ち切られたときから返還が始まります。)

11. 奨学金返還の免除

京都工芸繊維大学を卒業又は大学院博士前期課程を修了後、当社の社員に採用され、入社後3年以上勤務した場合は、奨学金全額の返還を免除します。

ただし、当社に入社し、勤続3年未満で退職した場合は、奨学金の全額または一部(勤続年数による)を退職後5年以内に返還しなければなりません。

<京都工芸繊維大学における本件照会窓口>

学生支援・社会連携課経済支援係

電話:075-724-7143

E-mail: shogaku@jim.kit.ac.jp

<日東精工株式会社における本件照会窓口>

日東精工株式会社

人事総務部人事課 片山・村瀬

電話:0773-42-3111